

広島県告示第百九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十二年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
浦尻地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

ただし、標柱二号は平成十年十二月十日広島県告示第千百六十八号で指定した土地に存する標柱四号と同一とする

郡市		町・村		大字		字		地番		標柱番号	
竹原市		吉名町				天満		二二三八番二地 先里道敷		標柱一号	
						竜ヶ平		甲三八一番一		標柱二号	
						天満		三八〇番二		標柱三号及び四号	
								二二二八番三 先里道敷		標柱五号	
								二二二九番一 先里道敷		標柱六号	
								二二二九番一		標柱七号	